

施設基準に伴う掲示を必要とする手術件数

1. 手術件数（2024年1月1日～12月31日）

・区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	4
ウ	鼓室形成手術等	6
エ	肺悪性腫瘍手術等	80
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	12

・区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靱帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	10
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	3
カ	肝切除術等	10
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	22

・区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	7
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	2
エ	母指化手術等	5
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	1
キ	同種死体腎移植術等	0

・区分4に分類される手術の件数（胸腔鏡下又は腹腔鏡下手術）

1,059

・その他の区分に分類される手術

手術の件数

人工関節置換術	77
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	16
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用し ないものを含む。）及び体外循環を要する手術	1
経皮的冠動脈形成術	14
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心症に対するもの	2
その他のもの	12
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	95
急性心筋梗塞に対するもの	7
不安定狭心症に対するもの	14
その他のもの	74